

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市
消防指令業務共同運用基本構想



令和3年（2021年）12月 一部改正

目 次

第1章 消防指令業務の共同運用について

- 1 国の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 共同運用検討の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 消防指令業務の共同運用の効果・・・・・・・・・・ 1
- 4 共同運用のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 基本構想について

- 1 消防指令業務を行う構成市の組合せについて・・・・・・ 3
- 2 各市の現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 共同消防指令センターの設置場所について・・・・・・ 4
- 4 共同運用の方式について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 共同運用の先行事例について・・・・・・・・・・ 4
- 6 共同消防指令センターの整備費用について・・・・・・ 5
- 7 共同運用の配置人員について・・・・・・・・・・ 5
- 8 共同運用のスケジュールについて・・・・・・・・・・ 5
- 9 連携・協力の実施体制について・・・・・・・・・・ 5

第3章 消防指令業務の共同運用 Q&A・・・・・・・・・・ 6～7

※この基本構想（案）における市表記については、消防業務を事務委託している能勢町は豊中市に、豊能町は箕面市に含みます。

第1章 消防指令業務の共同運用について

1 国の方針

消防指令業務の共同運用については、総務省消防庁から、「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防消第59号 消防庁長官通知）が発出され、市町村の消防の連携・協力に関する基本的な指針が通知されています。

指針における連携・協力の具体例として「消防指令業務の共同運用」が示されており、災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制が確立されることなど多くの有効性が認められることから、できる限り広域的な範囲での共同運用を積極的に目指すことが必要であるとされています。

2 共同運用検討の目的

消防指令業務は、「市町村の責任において市町村が管理する。」とされ、市町村の消防本部ごとに、消防通信指令施設を整備し運用されているところです。

しかしながら、災害が複雑多様化する中で、高度で迅速かつ的確な災害対応が求められるとともに、大規模災害時に広域的な対応が要求されるようになってきていることや、消防通信指令施設の構築及び維持管理に係る費用の低減化など、広域運用面や財政面での効率化を図っていく必要があります。

このようなことから、広域的な災害対応力の強化及び行財政面の効率化を図るため、豊中市（能勢町）、吹田市、池田市、箕面市（豊能町）及び摂津市で、消防指令業務の共同運用を実施することについて検討を行っています。

※能勢町は豊中市に、豊能町は箕面市に消防業務を事務委託しています。

3 消防指令業務の共同運用の効果

（1）市民サービスの向上

ア 119番通報が集中した場合における受信能力・処理能力が向上し、的確な対応が可能になります。

イ 構成市の災害発生状況や消防車両の出動状況等の情報を一元管理することで、救急事故多発時や大規模火災発生時等において、通報の受信と同時に応援出動が可能になり、相互応援体制を強化することができます。

ウ 応援出動時において、はしご車や化学車等の特殊車両を有効活用することができます。

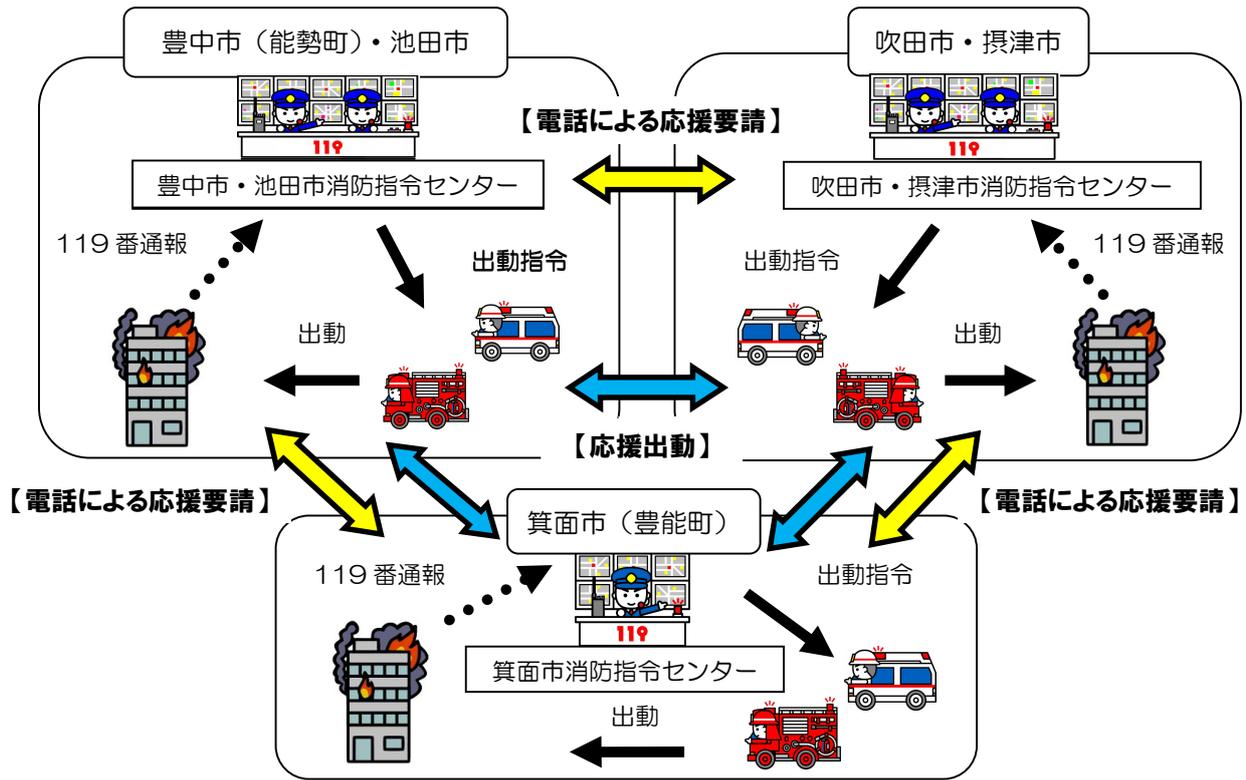
エ 広域的な共同運用を行うことで、ICT技術等を活用した高機能なシステムの導入が可能となり、高度な災害対応やデジタル化に対応した消防行政サービスの提供を実現することができます。

（2）行財政面の効果

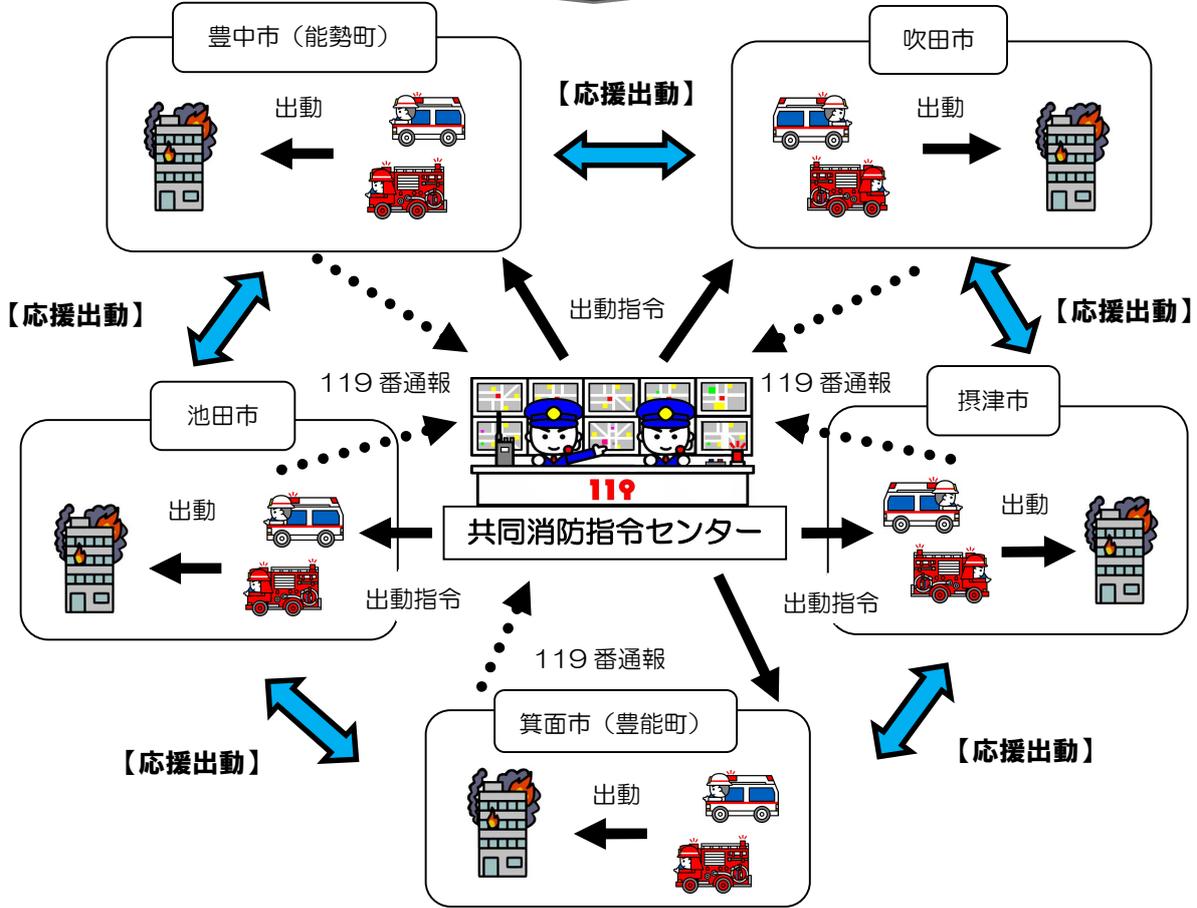
通信指令員の効率的な配置により、体制を強化する部署への人員配置が可能になります。

また、消防指令センターを共同で整備することで、整備費や維持管理費等の低減化を図ることができます。

4 共同運用のイメージ



共同運用後



第2章 基本構想について

1 共同運用を行う構成市の組合せについて

消防指令センターの更新時期が近く、市域が隣接し生活圏が密着していることや道路事情が良好でスムーズな応援・受援体制がとれることから、豊中市（能勢町）、吹田市、池田市、箕面市（豊能町）及び摂津市で検討を行っています。

2 各市の現状について

(1) 市勢、職員数等

令和2年（2020年）4月1日現在

項目	豊中市	吹田市	池田市	箕面市	摂津市	合計
面積 (K m ²)	135.35 (98.75)	36.09	22.14	82.24 (34.34)	14.87	290.69 (133.09)
人口 (人)	418,332 (9,814)	373,978	103,600	157,600 (19,227)	86,584	1,140,094 (29,041)
世帯数(世帯)	198,025 (4,576)	174,222	48,757	70,104 (8,633)	41,560	532,668 (13,209)
消防署所数(箇所)	10 (1)	8	2	5 (2)	4	29 (3)
消防職員数(人)	422	367	105	145	100	1,139
消防団員数(人)	525	171	170	574	393	2,029
消防ポンプ車(台)	21	15	5	9	5	55
はしご車(台)	3	4	2	1	1	11
救急車(台)	17	13	5	7	4	46
救助工作車(台)	3	2	1	1	1	8

※人口、世帯数は、住民基本台帳の数値を示しています。

※能勢町の数値は豊中市、豊能町の数値は箕面市の（ ）内に内数で示しています。

(2) 災害件数等

令和元年中（2019年中）

項目	豊中市	吹田市	池田市	箕面市	摂津市	合計
火災件数(件)	71 (4)	44	16	24 (3)	31	186 (7)
救急件数(件)	25,025 (638)	20,210	6,057	8,363 (1,061)	5,097	64,752 (1,699)
救助件数(件)	440 (19)	262	101	32 (7)	72	907 (26)
119番件数(件)	36,592 (866)	28,001	7,891	12,059 (1,511)	6,678	91,221 (2,377)

※能勢町の数値は豊中市、豊能町の数値は箕面市の（ ）内に内数で示しています。

(3) 指令業務体制

令和2年(2020年)4月1日現在

項目	豊中市 (能勢町)	池田市	吹田市	摂津市	箕面市 (豊能町)
運用	共同運用		共同運用		単独運用
方式	相互応援協定		協議会		—
運用開始	平成27年(2015年)4月		平成28年(2016年)4月		平成18年(2006年)4月

3 共同消防指令センターの設置場所について

共同消防指令センターは、設置に必要な面積や現在の業務への影響等を総合的に判断して、吹田市の北部消防庁舎等複合施設に設置することを計画しています。

4 共同運用の方式について

消防指令業務の共同運用の先行事例が多く職員の身分の変更や権限の移動がないことや、協議会として行った業務はそれぞれの市が行った業務として効力を有することなどから、地方自治法第252条の2の2の規定に基づく協議会(管理執行協議会)方式による共同運用を計画しています。

5 共同運用の先行事例について

消防指令業務の共同運用は、全国47地域192消防本部で実施されており、先行事例は次のとおりです。

令和2年(2020年)4月1日現在

県	構成団体	共同指令センター名	管轄人口	運用方式
千葉県	千葉市 他19団体	ちば 共同消防指令センター	292万人	協議会
福岡県	福岡市 他4団体	福岡都市圏 消防共同指令センター	228万人	協議会
茨城県	水戸市 他20団体	いばらき 消防指令センター	199万人	協議会
群馬県	高崎市等広域 他5団体	たかさき 消防共同指令センター	82万人	協議会
愛知県	豊橋市 他4団体	東三河 消防指令センター	76万人	協議会
岩手県	盛岡地区広域 他2団体	岩手県央 消防指令センター	70万人	協議会
兵庫県	尼崎市、伊丹市	尼崎市・伊丹市 消防指令センター	65万人	協議会
	宝塚市、川西市、猪名川町	宝塚市・川西市・猪名川町 消防指令センター	42万人	協議会

6 共同消防指令センターの整備費用について

消防指令センターを共同で整備することにより費用の低減化を図ります。

7 共同消防指令センターの配置人員について

協議会（管理執行協議会）方式により消防指令業務の共同運用を行うと、各市の通信員を共同消防指令センターへ派遣することになります。

消防指令センターを1か所に統合することで、通信員の効率化を図ることができ、体制を強化する部署への人員配置が可能となります。

8 共同運用のスケジュールについて

令和2年度（2020年度）に協議会（管理執行協議会）を設立します。

共同消防指令センターは、令和3年度（2021年度）に設計等、令和4年度（2022年度）から令和5年度（2023年度）に整備を行い、令和6年度（2024年度）からの運用開始を計画しています。

年度 項目	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
協議会 (管理執行協議会)	協議会設立	協議			運用開始
共同消防 指令センター	-	設計等	整備		

9 連携・協力の実施体制について

(1) 相互応援体制について

災害情報を一元的に把握し、効果的・効率的な応援体制を確立するために、柔軟かつ臨機応変な応援体制について検討します。

(2) 高度な運用について

市域境界地域の火災出動や、生命の危険がある場合の救急出動などの応援体制として、一部条件付きの「直近指令」、「ゼロ隊運用」について検討します。

Q1 協議会（管理執行協議会）とは？

A1 地方自治法第252条の2の2の規定に基づく、「地方自治体の事務の一部を共同で処理するための組織」です。

事務を共同処理するための組織のため、法人格や財産権を持たず、そこに勤務する職員も共同処理を行う自治体相互から派遣するものです。

協議会設立までの流れについては、本来、各自治体が処理すべき固有の事務を共同で処理するための規約を定め、その内容について市議会で承認を受け、告示したのち大阪府に届け出るといったものになります。

Q2 消防車両等の出動が増え、各市の消防体制に影響がでることはないのか？

A2 消防指令業務の共同運用は、消防業務のうち指令業務のみを共同運用するものです。

共同運用した場合でも、消防の管轄区域はそれぞれの市域内となります。

市域を越えて出動する場合には、これまでと変わらず各市における様々な消防相互応援協定に基づき出動することになるので、現在と大きな変化はありません。

Q3 119番通報を受信する管轄区域が広がるが、それぞれの市からの119番通報に対応できるのか？

A3 高機能な消防指令センターを整備しますので、固定電話、IP電話、携帯電話（※）のいずれからの通報であっても、119番と同時に通報場所をほぼ特定することができます。

また、あらかじめ決められた出動区分に従って自動的に指令がかかるシステムとなっていますので、管轄区域が広がっても、それぞれの市からの119番通報に対して確実な対応ができます。

※ 携帯電話やスマートフォンからの通報については、端末の機能や通報場所の環境によって誤差が生じる場合があります。

Q4 個人情報の管理は大丈夫か？

A4 消防指令センターは、個人情報や災害情報等を取り扱うため、現在も十分な配慮を行っていますが、共同消防指令センターでは、各市それぞれの個人情報等が集約され取り扱うことになるので、さらに配慮が必要となります。

電子ロック等による共同消防指令センターへの入室管理により、協議会職員（共同消防指令センター職員）のみの入室に制限するなどの厳重な管理を計画しています。

Q5 共同消防指令センターで予測される119番件数は？

A5 共同消防指令センターで受信する119番件数は、1日あたり約250件、年間約92,000件と予測しています。

Q6 共同運用することで、119番が掛かりにくくなることはないのか？

A6 119番の回線数については、119番の着信件数や119番を受信する指令台の台数、指令員数等に基づいて設定しています。

共同運用後は、合計着信件数を想定して回線数の設定を行う計画ですので、掛かりにくくなることはありません。

Q7 豊能町と能勢町からの119番も共同消防指令センターにつながるのか？

A7 豊能町は箕面市に能勢町は豊中市に消防業務を事務委託していることから、同様に共同消防指令センターで受信することになります。